

# 理事の職務権限規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 WheelLog(以下「本法人」という。)の定款第25条の規定につき、理事の職務権限を定め、一般社団法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

### (法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び本法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

## 第2章 理事の職務権限

### (理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

### (理事長)

第4条 理事長の職務権限は、法令、本法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1)代表理事として本法人を代表し、その業務を総理する。
- (2)理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3)毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告する。

## 第3章 補則

### (細則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別定めることができる。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和3年6月27日から施行する。(令和3年6月27日理事会決議)

(別表)理事長の職務権限

項目
役割 ・本法人を代表し、その業務を総理 ・理事会を招集し、議長としてこれを主宰
事業計画案及び予算案の作成に関する事
事業報告案及び決算案の作成に関する事
人事及び給与制度の立案及び報告に関する事
重要な使用人以外の者の任用に関する事
規程案の作成に関する事
国外出張に関する事
国内出張(役員、重要な使用人)に関する事
支出に関する事 (100万円以上)
セミナー等事業の実施に関する事
職員の教育・研修に関する事
渉外に関する事
福利厚生(役員含む)に関する事
外部に対する文書発簡